

死刑執行に関する会長声明

2017年（平成29年）12月19日、東京拘置所において2名の死刑が執行された。一人は犯行時19歳であったこと、2名ともに再審請求中であったことから、日本政府は、犯行時未成年であっても、また、再審請求中であっても死刑を執行するとの強い意志を示したものと言える。

しかし、この日本政府の行為は許されるものではない。

そもそも、死刑は人間の尊厳を侵害する非人道的行為であること、誤判・冤罪により死刑を執行した場合には取り返しがつかないことなどの様々な問題を内包していること、そして、2014年（平成26年）の内閣府世論調査においても、死刑もやむを得ない（80.3%）の中の40.5%は将来的には死刑を廃止してよいと考えており、「死刑存置」の意見に賛成する者と「死刑廃止ないし廃止の可能性を認める」の意見に賛成する者は、おおよそ10：9の割合で拮抗していることから、死刑廃止の問題は、早急に国民的議論及び国会議論が行われなければならない重要な問題であることに目を背けるべきではない。

また、戦争の惨害を終わらせ世界平和を希求する目的で設立された国連は、人間の尊厳・生存権を奪われない権利として、国連総会決議及び国連人権自由権規約委員会の勧告を通じて、日本を含むすべての国連加盟国に対して死刑廃止を求め続けている。この国連の要請を受け、EUを中心とする世界の約3分の2の国々が死刑を廃止又は停止し、死刑存置国とされているアメリカ合衆国においても2017年6月の時点で19州が死刑廃止を宣言するなど、死刑廃止は国際的な潮流となっている。

さらに、誤判冤罪の危険性の観点から付加すれば、4件の死刑再審無罪判決（免田・財田川・松山・島田各事件）及び袴田事件は過去の例外的事例ではなく、死刑求刑ではないものの、東住吉事件、松橋事件、氷見事件など数多くの誤判冤罪が明らかになっていること、また、そもそも「死刑もやむを得ない」との基準では死刑

と無期懲役の境界が不明確であり、公平な裁判が保障されていないという制度上の欠陥があることを直視しなければならない。

しかし、日本政府は、このような国際社会の流れの中で、また、誤判冤罪の危険が現実化している中で、国民に対して国連の理念も含めた死刑廃止に向けた情報提供を行わず、国会での議論を回避している。

このような中、日本弁護士連合会は、再審無罪となった事件や袴田事件再審決定に代表される誤判・冤罪の現実的危険性を踏まえ、また、いかなる者であろうとも変わり得ることを前提に社会内包摂を目指すべきことを主な理由として、2016年（平成28年）10月7日の第59回人権擁護大会において「死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきこと、また、代替刑として、刑の言渡し時に「仮釈放の可能性がない終身刑制度」、あるいは、現行の無期刑が仮釈放の開始時期を10年としている要件を加重し、仮釈放の開始期間を20年、25年等に延ばす「重無期刑制度」の導入の検討等を政府に求めた。

しかし、そもそも、日本政府は、我が国が国際協調主義及び世界平和を希求するものであることを日本国憲法前文において明記していることから、日弁連の要請の有無にかかわらず、国連の要請を真摯に受け止めるべきである。

そして、日本政府は、国民に対し、国連の理念である人間の尊厳・生存権を奪うことのできない権利として啓発し共有化させなければならないはずである。

当会は、本件死刑執行について強く抗議の意思を表明するとともに、死刑制度についての全社会的議論を求め、死刑廃止に向けた議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止することを強く要請するものである。

2018年（平成30年）3月1日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大